

都区財政調整協議会設置要綱

第1 設 置

都と特別区及び特別区相互間の財政調整（以下「都区財政調整」という。）について、適正な行政水準の確保及び算定方法の合理的な改善に資するため、都区協議会の下に都区財政調整協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第2 協議事項

協議会における協議事項は、次のとおりとする。

- 1 経費の種類、測定単位、単位費用及び測定単位の数値の補正その他の都区財政調整における基準財政需要額の算定に関すること
- 2 特別区税収入見込みその他の都区財政調整における基準財政収入額の算定に関すること
- 3 前各号のほか、都区財政調整の合理的な方法に関すること

第3 構 成

協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 1 東京都総務局総務部長、総務局行政部長及び財務局主計部長
- 2 特別区副区長会の会長、同副会長及び同幹事
- 3 前各号のほか、協議会が指名するもの

第4 運 営

協議会の庶務は、東京都総務局行政部及び特別区長会事務局が行う。

(注) 本協議会は、昭和35年12月24日に都区協議会の前身である都区懇談会の下部機構として設置され、昭和40年4月21日に都区懇談会が廃止され、都区協議会が設置されたときに、その下部機構として、位置づけられた。